

プレス資料
① 議案関係資料

令和6年第3回神栖市議会定例会議案一覧表

議案番号	件 名
議案第1号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第2号	神栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第3号	神栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第4号	令和6年度神栖市一般会計補正予算（第5号）
議案第5号	令和6年度神栖市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
議案第6号	令和6年度神栖市介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
議案第7号	令和6年度神栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第8号	令和6年度神栖市下水道事業会計補正予算（第1号）
議案第9号	神栖市道路線の認定について
議案第10号	神栖市道路線の変更について
議案第11号	茨城租税債権管理機構規約の変更について
議案第12号	損害賠償の額を定めることについて
議案第13号	専決処分の承認を求めることについて ・ 令和6年度神栖市一般会計補正予算（第4号）

諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
諮問第 3 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
認定第 1 号	令和 5 年度神栖市歳入歳出決算の認定について
認定第 2 号	令和 5 年度神栖市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
認定第 3 号	令和 5 年度神栖市下水道事業会計決算の認定について
報告第 1 号	令和 5 年度決算に基づく神栖市健全化判断比率の報告について
報告第 2 号	令和 5 年度決算に基づく神栖市水道事業会計及び神栖市下水道事業会計についての資金不足比率の報告について
報告第 3 号	鹿島港湾運送株式会社の令和 5 年度第 5 4 期営業報告及び令和 6 年度事業計画について

令和 6 年第 3 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 1

議案番号	件 名	概 要	備考
議案第 1 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について 【地方税法】（抄） 第 4 2 3 条 〔 略 〕 2 〔 略 〕 3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。	栗林 豊 委員の任期が令和 6 年 1 2 月 2 1 日をもって満了することに伴い、人格が高潔で、固定資産の評価に関し識見を有する同氏を引き続き固定資産評価審査委員会委員として選任したいので、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。 【氏 名】 栗林 豊 【住 所】 神栖市知手	
議案第 2 号	神栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、小規模保育事業所等における満 3 歳以上の児童に係る保育士及び保育従事者の配置基準を見直すため、所要の改正を行うものであります。 【改正内容】 第 2 9 条、第 3 1 条、第 4 4 条及び第 4 7 条中 ・満 3 歳以上満 4 歳未満の児童について、「おおむね 2 0 人につき 1 人」を「おおむね 1 5 人につき 1 人」に改める。 ・満 4 歳以上の児童について、「おおむね 3 0 人につき 1 人」を「おおむね 2 5 人につき 1 人」に改める。	
議案第 3 号	神栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例	国民健康保険法の一部改正に伴い、被保険者証に係る規定を整理するため、所要の改正を行うものであります。 【改正内容】 第 2 3 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を「又は虚偽の届出をした場合」に改める。	

令和 6 年第 3 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 2

議案番号	件 名	概 要	備考
議案第 4 号	令和 6 度神栖市一般計補正予算（第 5 号） 補正予算の詳細は財政課作成資料を参照	補正は歳入歳出それぞれ 7 3 9 万 4 千円を追加し、補正後の予算規模を 4 6 0 億 7, 1 2 8 万 2 千円とするものであります。 補正前の額 4 6, 0 6 3, 8 8 8 千円 補 正 額 7, 3 9 4 千円 計 4 6, 0 7 1, 2 8 2 千円 補正の主な内容につきましては、神之池緑地内の鉄塔建替工事に伴う伐採補償料が確定し収入されるため、また、職員の定期人事異動に伴う人件費等について、補正予算を計上するものであります。財源としましては、諸収入等を充てるものであります。	
議案第 5 号	令和 6 年度神栖市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）	補正は歳入歳出それぞれ 8 1 万 3 千円を追加し、補正後の予算規模を 9 9 億 1, 8 4 4 万円とするものであります。 補正前の額 9, 9 1 7, 6 2 7 千円 補 正 額 8 1 3 千円 計 9, 9 1 8, 4 4 0 千円 補正の内容につきましては、マイナンバーカードと保険証の一体化に係る対応のための経費について、補正予算を計上するものであります。財源としましては、国庫支出金等を充てるものであります。	

令和 6 年第 3 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 3

議案番号	件 名	概 要	備考
議案第 6 号	令和 6 年度神栖市介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）	補正は歳入歳出それぞれ 6 4 8 万 3 千円を追加し、補正後の予算規模を 5 9 億 7, 4 9 8 万 1 千円とするものであります。 補正前の額 5, 9 6 8, 4 9 8 千円 補 正 額 6, 4 8 3 千円 計 5, 9 7 4, 9 8 1 千円 補正の主な内容につきましては、職員の定期人事異動に伴う人件費等について、補正予算を計上するものであります。財源としましては、繰入金を充てるものであります。	
議案第 7 号	令和 6 年度神栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	補正は歳入歳出それぞれ 1 3 9 万円を追加し、補正後の予算規模を 1 2 億 2, 3 2 1 万 5 千円とするものであります。 補正前の額 1, 2 2 1, 8 2 5 千円 補 正 額 1, 3 9 0 千円 計 1, 2 2 3, 2 1 5 千円 補正の内容につきましては、職員の定期人事異動に伴う人件費について、補正予算を計上するものであります。財源としましては、繰入金を充てるものであります。	

令和 6 年第 3 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 4

議案番号	件名	概要	備考						
議案第 8 号	令和 6 年度神栖市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	補正は、資本的支出の予定額に 6 7 5 万 3 千円を追加し、1 8 億 5, 7 2 1 万 2 千円とするものであります。 （資本的支出） <table><tr><td>補正前の額</td><td>1, 8 5 0, 4 5 9 千円</td></tr><tr><td>補正額</td><td>6, 7 5 3 千円</td></tr><tr><td>計</td><td>1, 8 5 7, 2 1 2 千円</td></tr></table> 補正の内容につきましては、職員の定期人事異動に伴う人件費について、補正予算を計上するものであります。	補正前の額	1, 8 5 0, 4 5 9 千円	補正額	6, 7 5 3 千円	計	1, 8 5 7, 2 1 2 千円	
補正前の額	1, 8 5 0, 4 5 9 千円								
補正額	6, 7 5 3 千円								
計	1, 8 5 7, 2 1 2 千円								
議案第 9 号	神栖市道路線の認定について	市道として整備した 2 路線を一般の用に供するため、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。							

令和 6 年第 3 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 5

議案番号	件 名	概 要	備考
議案第 10 号	神栖市道路線の変更について 【道路法】（抄） 第 10 条 〔略〕 2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。 3 第 7 条第 2 項から第 8 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第 8 条第 2 項から第 5 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。	既存の 2 路線の起点を変更するため、道路法第 10 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。	
議案第 11 号	茨城租税債権管理機構規約の変更について 【地方自治法】（抄） 第 286 条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第 287 条第 1 項第 1 号、第 4 号又は第 7 号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。 第 286 の 2 から第 289 条 〔略〕 第 290 条 第 284 条第 2 項、第 286 条（第 286 条の 2 第 2 項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第 287 条第 1 項第 2 号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前 2 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない	地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、茨城租税債権管理機構規約を変更することについて、同法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。	

令和 6 年第 3 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 6

議案番号	件名	概要	備考
議案第 12 号	損害賠償の額を定めることについて 【地方自治法第 9 6 条（議会の議決事項）】 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。 第 1 3 号 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。	公用車の衝突により道路注意表示板を損壊させた事故について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。	
議案第 13 号	専決処分の承認を求めることについて ・ 令和 6 年度神栖市一般会計補正予算（第 4 号） 地方自治法 第 1 7 9 条 普通地方公共団体の議会在成立しないとき、第 1 1 3 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。 2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。 3 前二項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。	地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。 補正は歳入歳出それぞれ 1, 1 6 0 万円を追加し、補正後の予算規模を 4 6 0 億 6, 3 8 8 万 8 千円とするものであります。 補正前の額 4 6, 0 5 2, 2 8 8 千円 補 正 額 1 1, 6 0 0 千円 計 4 6, 0 6 3, 8 8 8 千円 補正の内容につきましては、かみす聖苑の空調設備（冷房）の不具合について、夏期の気温上昇及び工事発注から完成まで期間を要することを考慮し、応急措置及び改修工事を実施するため、補正予算を計上し、7 月 1 1 日に専決処分したものであります。	

令和 6 年第 3 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 7

議案番号	件 名	概 要	備考
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて 【人権擁護委員法第 6 条第 1 項及び第 3 項】 (委員の推薦及び委嘱) 第 6 条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。 3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。	野口 朋子 委員の任期が令和 6 年 1 2 月 3 1 日をもって満了することに伴い、人格識見ともに高い同氏を引き続き人権擁護委員として推薦するため、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。 【氏 名】 野口 朋子 【住 所】 神栖市平泉	
諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	名雪 賢一 委員の任期が令和 6 年 1 2 月 3 1 日をもって満了することに伴い、人格識見ともに高い浪川 進 氏を人権擁護委員として推薦するため、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。 【氏 名】 浪川 進 【住 所】 神栖市筒井	
諮問第 3 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	菅谷 久子 委員の任期が令和 6 年 1 2 月 3 1 日をもって満了することに伴い、人格識見ともに高い山中 秀裕 氏を人権擁護委員として推薦するため、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。 【氏 名】 山中 秀裕 【住 所】 神栖市賀	

令和 6 年第 3 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 8

議案番号	件 名	概 要	備考
認定第 1 号	令和 5 年度神栖市歳入歳出決算の認定について	地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、議会の認定に付す ものであります。	
	【地方自治法】 （抄） 第 2 3 3 条 〔略〕 2　〔略〕 3　普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。		
認定第 2 号	令和 5 年度神栖市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	未処分利益剰余金 6 億 8, 6 8 1 万 3, 1 3 5 円のうち、2 億 8, 1 1 7 万 5, 5 4 0 円を建設改良積立金へ積み立て、残金を繰り越すものとするため、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求め、併せて、同法第 3 0 条第 4 項の規定に基づき、議会の認定に付すものであります。	
	【地方公営企業法】 （抄） 第 3 0 条 〔略〕 2 及び 3　〔略〕 4　地方公共団体の長は、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第 1 0 2 条の 2 第 1 項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後の最初の定例会（同条第 6 項に規定する定例会をいう。）に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。 5 から 7 まで　〔略〕 第 3 2 条 〔略〕 2　毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。 3 及び 4　〔略〕		

令和 6 年第 3 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 9

議案番号	件 名	概 要	備考
認定第 3 号	令和 5 年度神栖市下水道事業会計決算の認定について	地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定に基づき、議会の認定に付すものであります。	
報告第 1 号	令和 5 年度決算に基づく神栖市健全化判断比率の報告について	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、報告するものであります。 【地方公共団体の財政の健全化に関する法律】（抄） 第 3 条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならない。 2 〔略〕	
報告第 2 号	令和 5 年度決算に基づく神栖市水道事業会計及び神栖市下水道事業会計についての資金不足比率の報告について	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、報告するものであります。 【地方公共団体の財政の健全化に関する法律】（抄） 第 2 2 条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。 2 〔略〕	

令和 6 年第 3 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 10

議案番号	件 名	概 要	備考
報告第 3 号	鹿島港湾運送株式会社の令和 5 年度第 5 4 期営業報告及び令和 6 年度事業計画について	地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定に基づき、報告するものです。	
	【地方自治法】 2 4 3 条の 3 第 2 項（財政状況の公表等） 普通地方公共団体の長は、第 2 2 1 条第 3 項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。 【地方自治法施行令】 第 1 7 3 条 地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項に規定する政令で定めるその経営状況を説明する書類は、当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類とする。		

提 案 理 由

令和 6 年第 3 回神栖市議会定例会に提出いたしました議案につきまして、説明いたします。

今回の提出案件は、

人事に関するもの	1 件
条例に関するもの	2 件
予算に関するもの	5 件
市道路線に関するもの	2 件
規約の変更に関するもの	1 件
損害賠償の額を定めることについて	1 件
専決処分承認を求めるもの	1 件
諮問に関するもの	3 件
認定に関するもの	3 件
報告に関するもの	3 件

でございます。

議案第 1 号につきましては、固定資産評価審査委員会委員の選任についてであり、栗林 豊 委員の任期が令和 6 年 1 2 月 2 1 日をもって満了することに伴い、人格が高潔で、固定資産の評価に関し識見を有する同氏を引き続き固定資産評価審査委員会委員として選任したいので、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

議案第 2 号につきましては、神栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであり、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、小規模保育事業所等における満 3 歳以上の児童に係る保育士及び保育従事者の配置基準を見直すため、所要の改正を行うものであります。

議案第 3 号につきましては、神栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであり、国民健康保険法の一部改正に伴い、被保険者証に係る規定を整理するため、所要の改正を行うものであります。

議案第 4 号につきましては、令和 6 年度神栖市一般会計補正予算（第 5 号）についてであり、補正は歳入歳出それぞれ 7 3 9 万 4 千円を追加し、補正後の予算規模を

460億7,128万2千円とするものであります。

補正の主な内容につきましては、神之池緑地内の鉄塔建替工事に伴う伐採補償料が確定し収入されるため、また、職員の定期人事異動に伴う人件費等について、補正予算を計上するものであります。財源としましては、諸収入等を充てるものであります。

議案第5号につきましては、令和6年度神栖市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）についてであり、補正は歳入歳出それぞれ81万3千円を追加し、補正後の予算規模を99億1,844万円とするものであります。

補正の内容につきましては、マイナンバーカードと保険証の一体化に係る対応のための経費について、補正予算を計上するものであります。財源としましては、国庫支出金等を充てるものであります。

議案第6号につきましては、令和6年度神栖市介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）についてであり、補正は歳入歳出それぞれ648万3千円を追加し、補正後の予算規模を59億7,498万1千円とするものであります。

補正の主な内容につきましては、職員の定期人事異動に伴う人件費等について、補正予算を計上するものであります。財源としましては、繰入金を充てるものであります。

議案第7号につきましては、令和6年度神栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであり、補正は歳入歳出それぞれ139万円を追加し、補正後の予算規模を12億2,321万5千円とするものであります。

補正の内容につきましては、職員の定期人事異動に伴う人件費について、補正予算を計上するものであります。財源としましては、繰入金を充てるものであります。

議案第8号につきましては、令和6年度神栖市下水道事業会計補正予算（第1号）についてであり、補正は資本的支出の予定額に675万3千円を追加し、18億5,721万2千円とするものであります。

補正の内容につきましては、職員の定期人事異動に伴う人件費について、補正予算を計上するものであります。

議案第9号につきましては、神栖市道路線の認定についてであり、市道として整備した2路線を一般の用に供するため、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第10号につきましては、神栖市道路線の変更についてであり、既存の2路線の起点を変更するため、道路法第10条第2項及び第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第11号につきましては、茨城租税債権管理機構規約の変更についてであり、地方自治法第286条第1項の規定により、茨城租税債権管理機構規約を変更することについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第12号につきましては、損害賠償の額を定めることについてであり、公用車の衝突により道路注意表示板を損壊させた事故について、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第13号につきましては、専決処分の承認を求めることについてであり、令和6年度神栖市一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

補正は、歳入歳出それぞれ1,160万円を追加し、補正後の予算規模を460億6,388万8千円とするものであります。

補正の内容につきましては、かみす聖苑の空調設備（冷房）の不具合について、夏期の気温上昇及び工事発注から完成まで期間を要することを考慮し、応急措置及び改修工事を実施するため、補正予算を計上し、7月11日に専決処分したものであります。

諮問第1号につきましては、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであり、野口 朋子 委員の任期が令和6年12月31日をもって満了することに伴い、人格識見ともに高い同氏を引き続き人権擁護委員として推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

諮問第2号につきましては、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであり、名雪 賢一 委員の任期が令和6年12月31日をもって満了することに伴い、人格識見ともに高い浪川 進 氏を人権擁護委員として推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

諮問第3号につきましては、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであり、菅谷 久子 委員の任期が令和6年12月31日をもって満了することに伴い、

人格識見とともに高い山中 秀裕 氏を人権擁護委員として推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

認定第1号につきましては、令和5年度神栖市歳入歳出決算の認定についてであり、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付すものであります。

認定第2号につきましては、令和5年度神栖市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてであり、未処分利益剰余金6億8,681万3,135円のうち、2億8,117万5,540円を建設改良積立金へ積み立て、残金を繰り越すものとするため、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求め、併せて、同法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定に付すものであります。

認定第3号につきましては、令和5年度神栖市下水道事業会計決算の認定についてであり、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定に付すものであります。

報告第1号につきましては、令和5年度決算に基づく神栖市健全化判断比率の報告についてであり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、報告するものであります。

報告第2号につきましては、令和5年度決算に基づく神栖市水道事業会計及び神栖市下水道事業会計についての資金不足比率の報告についてであり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、報告するものであります。

報告第3号につきましては、鹿島港湾運送株式会社の令和5年度第54期営業報告及び令和6年度事業計画についてであり、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告するものであります。